

総社市行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第3号

総社市行政不服審査法施行条例

(目的)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する総社市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審査会の委員等)

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が委員のうちから指名する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は非公開とし、答申は公表する。

(除斥)

第5条 委員は、自己又は自己と密接な関係のある者に直接の利害関係を有する事案については、その審議に加わることができない。

(情報公開条例等に基づく諮問に係る審査会の調査権限)

第6条 審査会は、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）第26条の規定による諮問に係る審査のため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、情報公開条例第11条による決定に係る公文書又は個人情報保護条例第22条第1項の決定に係る公文書の提出を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提出された公文書の開示を求めることはできない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、第1項の諮問をした実施機関に対し、請求拒否のあった公文書又はその部分と請求拒否の理由とを分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(費用負担)

第9条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により審査請求人又は参加人が審理員又は審査庁に対し求めることができる書面等の閲覧又は視聴については無料とし、当該書面等の写し等の作成及び送付に要する費用は当該審査請求人又は参加人の負担とする。

- 2 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定により審査請求人又は参加人が審査会に対し求めることができる書面等の閲覧又は視聴（法第43条第1項の規定による諮問に係る場合に限る。）については、無料とし、当該書面等の写し等の作成及び送付（法第43条第1項の規定による諮問に係る場合に限る。）に要する費用は当該審査請求人又は参加人の負担とする。
- 3 前2項の費用については、情報公開条例による写しの交付及び送付に要する費用の例による。
（その他）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の総社市情報公開・個人情報保護不服審査会及び情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（平成17年総社市条例第12号）に基づく総社市情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問であって、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないもの及び当該諮問について旧審査会が行った調査審議の手続は、この条例に基づく総社市行政不服審査会（以下「新審査会」という。）にされた諮問及び新審査会が行った調査審議の手続とみなす。
（総社市行政手続条例の一部改正）
- 3 総社市行政手続条例（平成17年総社市条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、第5条から第34条の3までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p>（8）審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第12条から第29条まで若しくは行政手続法第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、第5条から第34条の3までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p>（8）審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第12条から第29条まで若しくは行政手続法第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p>

（総社市情報公開条例の一部改正）

- 4 総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「移動後項」という。）が存在しない場合には、当該移動号（以下この項において「削除号」という。）を削り、移動後項に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項（以下この項において「追加項」という。）を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（第三者保護に関する手続）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該公文書を開示するときは、実施機関は、</p>	<p>（第三者保護に関する手続）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該公文書を開示するときは、実施機関は、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が<u>審査請求</u>の手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、書面で、所定の事項を通知するものとする。</p> <p>(<u>審査請求に関する手続</u>)</p> <p>第17条 <u>開示決定等に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求(以下「審査請求」という。)</u>については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>2 <u>開示決定等に対して審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該審査請求に係る実施機関は、遅滞なく、総社市行政不服審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>請求拒否の決定を取り消し、当該公文書の開示の決定をするとき(当該公文書に第三者に関する情報が記録されているときを除く。)</u>。</p>	<p>開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が<u>不服申立て</u>の手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、書面で、所定の事項を通知するものとする。</p> <p>(<u>不服申立てに関する手続</u>)</p> <p>第17条 <u>開示決定等に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該不服申立てに係る実施機関は、遅滞なく、総社市情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>請求拒否の決定を取り消し、当該公文書の開示の決定をするとき(当該公文書に第三者に関する情報が記録されているときを除く。)</u>。</p>

(総社市情報公開・個人情報保護不服審査会及び情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の一部改正)

5 総社市情報公開・個人情報保護不服審査会及び情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例(平成17年総社市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この項において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この項において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例</p>	<p>総社市情報公開・個人情報保護不服審査会及び情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例</p>

改正後	改正前
	<p><u>(総社市情報公開・個人情報保護不服審査会の設置)</u></p> <p><u>第1条 総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、総社市情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>(審査会の組織及び委員)</u></p> <p><u>第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p><u>2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>(審査会の調査権限)</u></p> <p><u>第3条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、情報公開条例第11条による決定に係る公文書又は個人情報保護条例第22条第1項の決定に係る公文書の提出を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提出された公文書の開示を求めることはできない。</u></p> <p><u>2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、請求拒否のあった公文書又はその部分と請求拒否の理由とを分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案（以下「事件」という。）に関し、不服申立人、参加人又は諮問をした実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。</u></p> <p><u>(審査会における事件の取扱い)</u></p> <p><u>第4条 不服申立人等は、審査会に対し、口頭による意見の陳述の機会を求めることができる。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。</u></p> <p><u>3 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(前条第1項に規定する公文書を除く。)の閲覧を求めることができる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の設置)</p> <p><u>第1条</u> 総社市情報公開条例(平成17年総社市条例第11号。)に基づく情報公開制度及び総社市個人情報保護条例(平成17年総社市条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (審議会の所掌事務)</p> <p><u>第2条</u> 略 (審議会の委員等)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p><u>2</u> 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 (会長及び副会長)</p> <p><u>第4条</u> 審議会に会長及び副会長各1人を置く。 <u>2</u> 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が委員のうちから指名する。 <u>3</u> 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 <u>4</u> 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p><u>第5条</u> 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。 <u>2</u> 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 <u>3</u> 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (関係者の出席及び資料の提出)</p> <p><u>第6条</u> 略 (守秘義務)</p> <p><u>第7条</u> 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (庶務)</p> <p><u>第8条</u> 審議会の庶務は、総務部において処理する。 (その他)</p> <p><u>第9条</u> この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p><u>4</u> 前3項の規定により行われた処分については、不服申立てをすることができない。</p> <p><u>5</u> 審査会の審理は非公開とし、答申は公表する。 (総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の設置)</p> <p><u>第5条</u> <u>情報公開条例</u>に基づく情報公開制度及び個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会(以下「審査会」という。)を置く。 (審議会の所掌事務)</p> <p><u>第6条</u> 略 (審議会の組織及び委員等)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p><u>2</u> <u>第2条第2項の規定は、</u>審議会にこれを準用する。</p> <p>(関係者の出席及び資料の提出)</p> <p><u>第8条</u> 略 (守秘義務)</p> <p><u>第9条</u> <u>審査会及び審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> (庶務)</p> <p><u>第10条</u> <u>審査会及び審議会の庶務は、総務部において処理する。</u> (その他)</p> <p><u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、<u>審査会及び審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

(総社市個人情報保護条例の一部改正)

6 総社市個人情報保護条例(平成17年総社市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「移動後項」という。)が存在しない場合には、当該移動号(以下この項において「削除号」という。)を削り、移動後項に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項(以下この項において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が<u>審査請求</u>の手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後直ちに、当該第三者に対し、書面で、所定の事項を通知するものとする。</p> <p>(審査請求に関する手続)</p> <p>第26条 <u>開示請求等に対する決定に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求(以下「審査請求」という。)については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>開示請求等に対する決定に対し、審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に係る実施機関は、遅滞なく、総社市行政不服審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p><u>(2) 決定を取り消し、開示請求等の全部を認めるとき。</u></p>	<p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が<u>不服申立て</u>の手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後直ちに、当該第三者に対し、書面で、所定の事項を通知するものとする。</p> <p>(不服申立てに関する手続)</p> <p>第26条 <u>開示請求等に対する決定に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該不服申立てに係る実施機関は、遅滞なく、総社市情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p><u>(2) 決定を取り消し、開示請求等の全部を認めるとき。</u></p>

(総社市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

7 総社市固定資産評価審査委員会条例(平成17年総社市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この項において「移動項号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下

この項において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この項において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(審査の申出) 第4条 略 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 審査の申出に係る処分の内容 (3) 略 (4) 略 (5) 略 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第291号)第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。 4及び5 略 6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理) 第6条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定より同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u> 3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。 4 略 5 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p> <p>(実地調査) 第9条 略</p>	<p>(審査の申出) 第4条 略 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 (2) 略 (3) 略 (4) 略 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。 4及び5 略</p> <p>(書面審理) 第6条 略 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u> 3 略</p> <p>(実地調査) 第9条 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(費用負担)</p> <p>第9条の2 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定による書面等の閲覧又は視聴については無料とし、当該書面等の写し等の作成及び送付に要する費用は、総社市行政不服審査法施行条例(平成28年総社市条例第 号)第9条第3項の例による。</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 書記は、第7条から第9条までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 主文</p> <p>(2) 事案の概要</p> <p>(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨</p> <p>(4) 理由</p> <p>2 略</p>	<p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書正副2通を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																			
<p>別表第1(第2条,第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">報 酬</th> </tr> <tr> <th>日 額</th> <th>月 額</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>審理員</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">20,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政不服審査会委員</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	区分	報 酬			日 額	月 額	年 額	略					審理員		20,000			行政不服審査会委員		5,900			略					<p>別表第1(第2条,第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">報 酬</th> </tr> <tr> <th>日 額</th> <th>月 額</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護不服審査会委員</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	区分	報 酬			日 額	月 額	年 額	略					情報公開・個人情報保護不服審査会委員		5,900			略				
職名			区分	報 酬																																																
	日 額	月 額		年 額																																																
略																																																				
審理員		20,000																																																		
行政不服審査会委員		5,900																																																		
略																																																				
職名	区分	報 酬																																																		
		日 額	月 額	年 額																																																
略																																																				
情報公開・個人情報保護不服審査会委員		5,900																																																		
略																																																				

(総社市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 9 総社市職員の退職手当に関する条例(平成17年総社市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額</p>

改正後	改正前
<p>の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>